

タイにおける税務の基礎知識 第12回

今回は前回に続き、タイ駐在の日本人に対する個人課税について解説をしたいと思います。今回は簡単なケースを使って、日本、タイにおける所得税の負担を紹介いたします。

項 目	タ イ	日 本
<p>前提事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本出国 6月30日、独身 2. タイ駐在3年の予定 3. 賞与の計算期間 6月1日~11月30日 	<p>タイで支給される給与</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本給 100,000バーツ/月 2. 家賃補助 30,000バーツ/月 	<p>日本において支給される給与</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本給 800,000円/月(タイ赴任前) 2. 基本給 300,000円/月(タイ赴任後) 3. 海外勤務手当 30,000円/月 4. 賞与 1,500,000円(12月支給)
<p>検討すべき事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 居住形態 <ol style="list-style-type: none"> 1-1 1月1日~6月30日 1-2 7月1日~12月31日 2. 課税所得の範囲と課税方法 上記1に記載した各期間ごとに課税所得の範囲を検討し、それぞれの金額を算定する。ただし賞与については、その計算期間に基づいて、上記の各期間にまたがるような場合には、それぞれの期間に割り振る必要がある。 	<p>当年におけるタイでの居住形態は次の通りとなる</p> <ol style="list-style-type: none"> 1-1 タイの非居住者 1-2 タイの居住者 <p>課税所得の範囲は次の通りとなる</p> <p><タイの非居住者期間> タイの勤務に基づく部分の給与(租税条約に基づく短期滞在者免税の検討が必要となる。短期滞在者免税の適用がない場合、非居住者としてタイ国内源泉所得についての課税を検討する必要がある)</p> <p><タイの居住者期間> タイ勤務に基づくすべての所得(支払地がタイ国内、国外を問わない)</p>	<p>当年における日本での居住形態は、次の通りとなる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1-1 日本の居住者 1-2 日本の非居住者 <p>課税所得の範囲は次の通りとなる</p> <p><日本の居住者期間> 全ての所得(支払地、所得源泉地を問わない)</p> <p><日本の非居住者期間> 日本の勤務に基づく部分(日本の国内源泉所得については、納税義務が生じる。なお日本・タイの租税条約の適用について検討が必要となる。)</p>
<p>課税方法</p> <p>源泉徴収/確定申告 円払い給与のバーツ換算</p>	<p><タイ非居住者期間> 短期滞在者免税の適用があれば、タイの課税はない。</p> <p><タイ居住者期間></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. タイ支給分 月額130,000バーツ×6か月=780,000バーツ 2. 日本支給分 月額330,000円×6か月=1,980,000円→660,000バーツ(1バーツ 3円で換算) 3. 賞与 1,500,000円×5/6=1,250,000円→416,666バーツ(1バーツ 3円で換算) 4. 合計所得1,076,666バーツ 5. 4から諸控除を控除して5%~35%の超過累進税率によって課税 	<p><日本の居住者期間> 基本給 800,000×6か月=4,800,000を基礎に、出国時に年末調整計算を行う。</p> <p><日本の非居住者期間> 賞与 1,500,000円×1/6(日本の居住者期間に係る部分)=250,000円に対して、所得税率20%で源泉徴収して課税関係が終了する。</p> <p>なお赴任後の基本給、海外勤務手当については、タイの勤務に基づいて支給されるものである限り、日本での課税関係は生じない。</p>

本文は現行のタイ、日本における税法について確認はしておりますが、あくまでも筆者の意見を取りまとめたものにすぎません。従いまして個別、具体的な判断を行う場合には、貴社顧問の専門家にご相談してください。

<筆者紹介>

上原重典

XAT Thai Consulting Ltd.代表取締役／税理士法人ザット・パートナー

アーサーアンダーセン東京事務所・税務部門を経て独立し、2001年10月に上原・宇野共同税務事務所を設立。06年1月に税理士法人ザットへ組織変更。タイ法人は12年5月設立。

本稿に関する問い合わせは、電話 +66-(0)2-238-2118-9 または E-mail: s.uehara@xat.asia まで。